

令和3年度 東京都立三田高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒等との一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深い傷を残すものである、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (3) いじめは本校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むと共に、早期発見・早期対応を基本として、保護者・地域及び関連機関と連携して取り組んでいく。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならない。
- (4) HR 活動、生徒会活動等、生徒の主體的な取り組みを支援し、いじめを生まない、許さない学校作りに取り組む。生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するよう促す。
- (5) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促し、いじめられた生徒を組織的に守り通す取り組みを徹底する。また、いじめを認知している生徒が勇気をもって教員、保護者等にそれを発信できるように、伝えた生徒を守り通す。
- (6) 教員の指導力の向上を図り、学校全体による組織的な取り組みによって解決する。いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏は感覚と的確な指導力を高める。
- (7) 保護者・地域・関係機関と連携し、社会総がかりで取り組む。また、保護者がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談し、学校によるいじめ防止等の取り組みに協力する。
- (8) すべての教育活動において、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めていく、人権尊重の精神を養う。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むと共に、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法 第8条、東京都いじめ防止対策推進条例 第7条より）

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ① いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するために学校いじめ対策委員会を設置する。
- ② 特に重大事態が発生した場合には、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止に向けた取り組み
- ② いじめの早期発見に向けた取り組み
- ③ いじめの早期対応に向けた取り組み
- ④ いじめの重大事態への対処

ウ 会議

毎週1回、学年生徒部担当を交えた拡大生徒部会の時に合わせて実施する。

エ 委員構成

- ① 委員長：校長
- ② 委員：副校長・生徒部主任・3学年生徒部担当・2学年生徒部担当・1学年生徒部担当
養護教諭・スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない事態に、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- ① いじめの未然防止に向けた取り組み
- ② いじめの早期発見に向けた取り組み
- ③ いじめの早期対応に向けた取り組み
- ④ いじめの重大事態への対処

ウ 会議

- ① 年間3回開催する
- ② 学校運営連絡協議会に合わせて開催する

エ 委員構成

- ① 委員長：校長
- ② 委員：副校長・生徒部主任・学校運営連絡協議会出席の学年主任・PTA 会長
同窓会会長・スクールサポーター

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定およびホームページへの公表
- ② いじめに関する年3回の教員対象校内研修の企画立案・運営実施・まとめ
- ③ いじめに関する年3回の生徒対象 HR 活動等における授業の企画立案・運営実施・まとめ

(2) 早期発見のための取り組み

- ① 朝のあいさつ運動
- ② SHR での子供の観察
- ③ 「生活意識調査」の年2回（5月、10月）の実施
- ④ スクールカウンセラーによる年度当初の1年生に対する全員面接の実施
- ⑤ 年3回程度、定期的な個人面談（進路相談を含む）の実施
- ⑥ 全教員による授業時間等の校内巡回等を通じた子供の観察
- ⑦ 関連機関との連携による学校非公式サイトへの監視と報告後の生徒指導
- ⑧ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知
- ⑨ 都教委による「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ⑩ 定期考査時における「いじめ発見のチェックシート」の活用による生徒の観察
- ⑪ 学校だより等・保護者会の活用による啓発
- ⑫ 保護者会等でのスクールカウンセラーの紹介
- ⑬ 学年会や情報交換会による生徒状況の把握と共有
- ⑭ 学校評価による検証と基本方針の見直し

(3) 早期対応のための取り組み

- ① いじめ対策委員会の緊急招集
- ② 学校いじめ対策委員会を核とした、情報収集に基づく対応方針の策定と役割分担の明確化
- ③ 被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラーを活用したケア
- ④ 加害の生徒の組織的・継続的な観察と指導 加害の生徒の保護者のケア
- ⑤ いじめを伝えた周囲の生徒の安全の確保
- ⑥ 東部学校経営支援センター・東京都教育委員会への報告と支援要請
- ⑦ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力
- ⑧ 支援主事や臨床心理士の派遣要請
- ⑨ いじめ対策保護者会の開催 PTA の活用

(4) 重大事態への対処

- ① 被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、被害の生徒の情報共有の朝夕の実施、スクールカウンセラーによるケア、保護者との連携による家庭状況の把握とケア
- ② 加害の生徒への別室での学習の実施、警察への相談・通報、教育委員会立ち会いによる懲戒や出席停止の措置、加害生徒とその保護者へのケア
- ③ 東部学校経営支援センター・東京都教育委員会への報告と支援要請、支援主事、臨床心理士等の派遣要請、児童相談所や医療機関との連携、都教委いじめ等の問題解決支援チームの活用
- ④ いじめ対策緊急保護者会の開催、PTA の活用、
- ⑤ いじめ防止対策推進法（法第 2 8 条、法第 3 0 条）に基づく調査の実施
- ⑥ マスコミへの対応

5 教職員研修計画

- ① 年度当初に、校長より、「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ② 1 学期の生徒情報交換会において、生徒状況を共有し、早期発見のためのツールを提示する。
- ③ 適宜職員会議で、都教委からのいじめ防止に関する情報を周知する。
- ④ 7 月および 1 2 月の服務事故防止研修の際、体罰根絶・いじめ防止研修を合わせて扱う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ① 各学年の年度最初の保護者会において、スクールカウンセラーを紹介する。
- ② 各学年の年度最初の保護者会において、本校の「いじめ防止基本方針」を周知し、協力を仰ぐ。
- ③ 隔月実施の PTA 運営委員会において、未然防止の取組・早期発見の取組を周知する。
- ④ 教職員研修センターにおける夏期集中講座を紹介し、保護者への受講を奨励する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ① 学校運営連絡協議会の際に、「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ② 警察署、スクールサポーターとの情報交換を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ① 学校評価アンケートに、本校のいじめ防止対策についての評価項目を設ける。
- ② 学校評価の結果を、学校いじめ対策委員会及び学校運営連絡協議会において分析し、基本方針改善に活用する。